相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、温室効果ガスの排出削減及びエネルギーの効率的な利用を促進するため、住宅に再生可能エネルギーを利用するための設備等を導入した者に対し、住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和４５年相模原市規則第２３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）スマートエネルギー設備

太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池及びＶ２Ｈ（ビークル・トゥ・ホーム）充放電設備（以下「Ｖ２Ｈ」という。）をいう。

（２）ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により大幅な省エネルギーを実現し、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅をいう。

（３）ＬＣＣＭ（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅

建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省エネルギーに取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時の二酸化炭素排出量も含めライフサイクルを通じての二酸化炭素の収支をマイナスにする住宅（以下「ＬＣＣＭ住宅」という。）をいう。

（４）対象設備等

スマートエネルギー設備、ＺＥＨ及びＬＣＣＭ住宅をいう。

（５）新築住宅

新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものであって、注文を受けて建築される住宅及び建売住宅又は分譲住宅をいう。

（６）既築住宅

前号に定める新築住宅以外の住宅をいう。

（奨励金の交付対象及び要件）

第３条　奨励金の交付対象は、別表１の左欄に掲げる対象設備等とし、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たしたものとする。

（交付対象者）

第４条　この奨励金の交付の対象となる者は、自らの住民票における市内の住所地に所在する住宅に居住する個人であって、市税に滞納がなく、市長が別に定める期間において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）自ら居住する住宅にスマートエネルギー設備を導入し、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けた者

（２）リース契約、電力販売契約等を締結することで、自ら居住する住宅にスマートエネルギー設備を導入した者

（３）自ら居住する住宅を新築又は改修によりＺＥＨとし、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けた者

（４）自ら居住する住宅を新築によりＬＣＣＭ住宅とし、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けた者

（５）自ら居住するためにスマートエネルギー設備が導入された住宅、又はＺＥＨ若しくはＬＣＣＭ住宅である住宅を購入し、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けた者

（６）自ら居住するためにＺＥＨ若しくはＬＣＣＭ住宅である住宅を購入し、その費用の支払いを完了し、引渡しを受けており、リース契約、電力販売契約等を締結することで、住宅にスマートエネルギー設備を導入した者

２　自己の所有でない住宅に対象設備等を導入する場合にあっては、その所有者から承諾を受けて対象設備等を導入していなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号）第２条第３号に規定する暴力団員は、奨励金の交付を受けることができない。

４　市長は、必要に応じ、奨励金の交付の申請をした者が暴力団員に該当するか否かについて、神奈川県警察本部に対して確認を行うことができる。この場合において、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部に提供するときは、本人の同意を得なければならない。

（奨励金の制限）

第５条　奨励金の交付は、同一の住所地において、対象設備等の種別ごとに、１の世帯につき１回限りとする。ただし、第１６条で定める期間を経過した場合については、対象設備等の種別ごとに１回限り、再度交付することができるものとする。

２　相模原市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入補助金要綱に基づく補助金の交付を受けている場合にあっては、同一の住所地に導入した同一の対象設備等について、奨励金を交付することはできない。

３　太陽光発電システムの導入及びＺＥＨ又はＬＣＣM住宅に係る奨励金の交付申請は、併せて行うことができない。

４　過去に相模原市からＺＥＨ又はＬＣＣM住宅に係る補助金等の交付を受けている場合にあっては、同一の住所地における太陽光発電システムの導入について、奨励金の交付申請をすることはできない。ただし、第１６条で定める期間を経過した場合については、この限りではない。

５　スマートエネルギー設備の導入及びＺＥＨ　Ｏｒｉｅｎｔｅｄに係る奨励金の交付申請は、併せて行うことができない。

６　過去に相模原市からＺＥＨ　Ｏｒｉｅｎｔｅｄに係る補助金等の交付を受けている場合にあっては、同一の住所地におけるスマートエネルギー設備の導入について、奨励金の交付申請をすることはできない。ただし、第１６条で定める期間を経過した場合については、この限りではない。

（奨励金の額）

第６条　奨励金の額は、次の各号に掲げる対象設備等の種別に応じ、当該各号に掲げる額とし、予算の範囲内においてこれを交付する。

（１）太陽光発電システム　８０，０００円

（２）定置用リチウムイオン蓄電池　２００，０００円

（３）Ｖ２Ｈ　２００，０００円

（４）ＺＥＨ　３００，０００円

（５）ＬＣＣM住宅　４００，０００円

（交付の申請）

第７条　規則第２０条第１項に規定する申請は、相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金交付申請書兼実績報告書（第１号様式）によるものとし、申請者は、別表２に掲げる事業の完了後において、市長が定める日までに、規則第

２０条第１項第４号に規定する書類として対象設備仕様書（第２号様式）、交付申請に係る誓約書（第３号様式）及び別表４に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　規則第２０条第１項第１号から第３号までに規定する書類の提出は、同条第２項の適用により、これを要しない。

（予算の配分と申請期間）

第８条　市長は、交付の申請を受けるに当たり、申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）を複数設けることができるものとし、この場合にあっては、別表３に定める申請コースごとに、各申請期間に応じて、市長が別に定める基準に基づき予算を配分するものとする。

２　前項の規定により複数の申請期間を設けた場合、市長は、申請期間ごとに、奨励の対象となる期間（以下「奨励対象期間」という。）を定めるものとし、申請者は、その奨励対象期間内に、事業が完了している対象設備等について、当該申請期間内に、交付の申請をしなければならない。

（交付対象者の決定方法）

第９条　市長は、第８条の規定により申請期間に応じて予算を配分した場合において、奨励金の交付対象者を決定するにあたり、必要に応じて、申請コースごとに抽選を行うことができるものとする。

（手続代行）

第１０条　申請者は、奨励金の交付に係る申請等の事務手続を第三者に代行させることができる。

２　申請者は、前項の事務手続を代行させる場合、申請等事務手続代行者選任届（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第１１条　規則第２１条第２項の規定による通知は、相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金交付決定通知書兼額確定通知書（第５号様式）によるものとし、奨励金を交付しない場合も、その旨を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第１２条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げを行う場合には、相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金交付申請取下げ申請書（第６号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　規則第７条第１項の規定による市長の定める期日は、奨励金の交付決定を知った日から１４日以内とする。

（交付の請求）

第１３条　規則第２３条の規定による交付の請求については、相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金交付請求書（第７号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金交付決定通知書兼額確定通知書の写し

（２）その他市長が必要と認める書類

（稼働状況等の報告）

第１４条　市長は、奨励金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）に対し、対象設備等の稼働状況や導入効果等を把握するために必要な事項について、報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第１５条　市長は、規則第２４条に定めるもののほか、奨励金の交付の決定及び額の確定の際に附した条件に違反した者があるときは、その決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した奨励金があるときは、その者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

２　市長は、前項の規定により交付決定等を取消し又は変更したときは、その理由を示した相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金交付決定等取消（変更）通知書（第８号様式）により交付決定者に通知する。

３　市長は、第１項の規定に基づき奨励金の交付の取消し又は変更をした場合において、奨励金の返還を求めるときは、相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金返還請求書（第９号様式）により、その返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第１６条　規則第２８条ただし書に規定する市長が定める期間は、対象設備ごとに、次のうち終期が早いものとする。

（１）減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和４０年大蔵省令第１５号)で定める期間

（２）奨励金の交付決定をした翌年度から１０年

２　交付対象者は、前項の規定により定められた期間内において、奨励金の交付を

受けた対象設備等を処分しようとするときは、あらかじめ相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金財産処分承認申請書（第１０号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　前項の規定による書類の提出があった場合はその内容を審査し、承認の可否を決定したときは、相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金財産処分承認通知書（第１１号様式）により申請者に通知するものとする。

４　市長は、前項の承認をした交付申請者に対し、交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

５　第１５条第３項の規定は、前項の規定による返還請求をする場合について準用する。

（委任）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（要綱の廃止）

２　次に掲げる要綱は、廃止する。

（１）相模原市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付要綱（平成１３年４月１日施行）

（２）相模原市住宅用太陽熱利用システム設置補助金交付要綱（平成１５年４月１日施行）

（３）相模原市小規模雨水利用設備設置補助金交付要綱（平成１３年４月１日施行）

（経過措置）

３　この要綱の施行の日前に、相模原市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金についての同要綱第１６条及び第１７条の規定並びに相模原市住宅用太陽熱利用システム設置補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金についての同要綱第１５条の規定は、なおその効力を有する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年度分以後の奨励金について適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度分以後の奨励金について適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度分以後の奨励金について適用する。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度分以降の奨励金について適用する。

２　この条例の施行日の前日までに別表２（第７条関係）に掲げる事業の完了をしたものであって、令和８年４月１日から令和９年２月２６日までに太陽光発電システムに係る接続契約が締結された場合は、令和８年度における奨励対象期間内に事業が完了したものとする。

別表１（第３条関係）

対象設備等の種別	要件
太陽光発電システム	（１）太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが導入される住宅において消費されるもの。ただし、余剰買取方式による売電は妨げない。 （２）一般送配電事業者に対して、系統連系にかかる手続きを行っていること。 （３）太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が２kW 以上１０kW 未満のもの（ただし、設備を増設又は更新する場合にあっては、既設の太陽電池及び増設又は更新する太陽電池の公称最大出力の合算又はパワーコンディショナの定格出力が２kW 以上１０kW 未満のものであること。）。 （４）未使用品であるもの。
定置用リチウムイオン蓄電池	（１）申請者が申請を行う年度又は前年度の環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）化等支援事業」の補助対象となるもの。 （２）未使用品であるもの。 （３）太陽光発電システムと連系していること。
Ｖ２Ｈ（ビークル・トゥ・ホーム）	（１）電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、申請者が申請を行う年度又は前年度の経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象となるもの。 （２）未使用品であるもの。 （３）太陽光発電システムと連系していること。
ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	（１）以下ア又はイのいずれかに該当するもの。 ア　以下（ア）～（エ）の全てを満たすＺＥＨ （ア）平成２８年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（ＵＡ）が０．６以下であるこ

	と （イ）再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から２０％以上の一次エネルギー消費量が削減されていること （ウ）導入している再生可能エネルギーに太陽光発電システムが含まれていること （エ）再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から１００％以上の一次エネルギー消費量が削減されること イ　以下（ア）～（ウ）の全てを満たすＺＥＨ　Ｏｒｉｅｎｔｅｄ （ア）都市部狭小地（北側斜線制限の対象となる用途地域（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域）等であって、敷地面積が８５㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。）に建築されていること （イ）　平成２８年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（ＵＡ）が０．６以下であること （ウ）　再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から２０％以上の一次エネルギー消費量が削減されていること （２）建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成２８年国土交通省告示第４８９号）に基づく第三者認証のうちＢＥＬＳ（建築物省エネルギー性能表示制度）において、ＺＥＨの認証を受け、当該認証に従って施工されたもの。 （３）既築住宅を改修して、上記（１）及び（２）を満たすＺＥＨとなった場合は、改修にかかった経費から、国又は他の地方公共団体からの補助金等の額を控

	除した経費の額が、９０万円以上であること。（ただし、消費税及び地方消費税額は含まない）
ＬＣＣＭ（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅	（１）一般財団法人住宅・建築ＳＤＧｓ推進センター（以下「ＩＢＥＣｓ」という。）の「ＬＣＣＭ住宅認定」において、ＬＣＣＭ住宅の認定を受け、当該認定に従って施工されたもの。 （２）導入している再生可能エネルギーに太陽光発電システムが含まれること。

別表２（第７条関係）

第７条に定める事業の完了後とは、事業完了日以降であることとし、事業完了日は、対象設備ごとに、次の表掲げる日のうち最も遅い日とする。なお、住宅の請負業者等とスマートエネルギー設備の請負業者等が異なる場合は、（１）と（２）において、各業者の期日を比べて最も遅い日を事業完了日とする。

事業完了日（対象設備ごと）	
（１）	引渡（導入）完了日
（２）	領収日（ただし、導入方法がリース契約、電力販売契約等の場合は、その契約の締結日）
（３）	住定日
（４）	（ＺＥＨのみ） ＢＥＬＳによる『ＺＥＨ』等の認定日
（５）	（ＬＣＣＭ住宅のみ） ＩＢＥＣｓによるＬＣＣＭ住宅の認定日

別表３（第８条関係）

申請コース	対象設備等の種別
太陽光単体補助コース	太陽光発電システム
自家消費コース	定置用リチウムイオン蓄電池、Ｖ２Ｈ
ＺＥＨコース	ＺＥＨ、ＬＣＣＭ住宅

別表４（第９条関係）

提出書類	
共通	（１）世帯を構成する全ての者について記載されており、申請者が居住する住所が確認できる住民票（事業完了日以降又は申請日から遡って３か月以内に発行されたもの） （２）申請者にかかる市税に滞納がないことを証する書類（事業完了日以降又は申請日から遡って３か月以内に相模原市の税務部門が発行するもの） （３）対象設備等の導入に係る費用の支払いを証する書類。ただし、リース契約、電力販売契約等の場合は、契約書の写し（対象設備等に係る導入費の内訳及び消費税及び地方消費税相当額が確認できるもの） （４）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
太陽光発電システムについて実績報告をする場合	（１）太陽光発電システムの導入状態を確認できる全景カラー写真 （２）太陽光発電システムの引渡日を証する書類 （３）一般送配電事業者に対して、系統連系にかかる手続きを行っていることが分かる書類
定置用リチウムイオン蓄電池について実績報告をする場合	（１）定置用リチウムイオン蓄電池の仕様が確認できるもの （２）定置用リチウムイオン蓄電池本体の導入状態を確認できる全景カラー写真 （３）定置用リチウムイオン蓄電池の引渡日を証する書類 （４）連系する太陽光発電システムが別表第１の要件を満たすことを確認できる書類（ただし、当該設備を新設する場合はこの限りではない）
Ｖ２Ｈについて実績報告をする場合	（１）Ｖ２Ｈの仕様が確認できるもの （２）Ｖ２Ｈ本体の導入状態を確認できる全景カラー写真 （３）Ｖ２Ｈの引渡日を証する書類 （４）連系する太陽光発電システムが別表第１の要件を満たすことを確認できる書類（ただし、当該設備を新設する場合はこの限りではない）

ＺＥＨについて実績報告をする場合	（１）事業完了後のカラー写真（次に掲げるもの全て） ア　ＺＥＨとした住宅の全景写真 イ　太陽光発電システムの導入状態を確認できる全景写真 （２）住宅本体及び太陽光発電システムの引渡日を証する書類 （３）導入する太陽光発電システムが別表第１の要件を満たすことを確認できる書類 （４）工事請負契約書又は売買契約書の写し （５）既築住宅を改修してＺＥＨとした場合であって、国又はその他の地方公共団体からの補助金等を受ける場合は、国又はその他の地方公共団体からの補助金等の額が確認できるものの写し （６）ＢＥＬＳ評価書の写し
ＬＣＣＭ住宅について実績報告をする場合	（１）事業完了後のカラー写真（次に掲げるもの全て） ア　ＬＣＣＭ住宅とした住宅の全景写真 イ　太陽光発電システムの導入状態を確認できる全景写真 （２）住宅本体及び太陽光発電システムの引渡日を証する書類 （３）導入する太陽光発電システムが別表第１の要件を満たすことを確認できる書類 （４）工事請負契約書又は売買契約書の写し （５）ＩＢＥＣｓが認定するＬＣＣＭ住宅認定書の写し